【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2019年11月11日

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 加藤 容啓

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役企画本部長 佐藤 明則

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地いちご大宮ビル4階

株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 橘 英之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,110,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社福島銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地いちご大宮ビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所

としております。

## 第一部 【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1.2019年11月11日(月)開催の取締役会決議によるものであります。
  - 2. 当行は、普通株式とは異なる種類の株式(A種優先株式)の発行を可能とする旨を定款で定めております。なお、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

A種優先株式については、当行が剰余金の配当及び中間配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)に先立ち、優先配当金を支払うこととされております。また、当行が残余財産を分配するときは、A種優先株主に対して、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされております。

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しておりません。ただし、A種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項につき株主総会において議決権を有します。

また、A種優先株式については、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間において、A種優先株主が普通株式の交付と引換えに当該A種優先株式の取得を請求することができる請求権が付されるとともに、一定の事由が生じた場合には、金銭の交付と引換えに、当該A種優先株式の全部又は一部を取得する取得条項、及び、一定の期日が到来した場合には、普通株式の交付と引換えに、その全部を取得する取得条項が付されております。

なお、本募集は普通株式を対象とし、A種優先株式の発行はございません。

3.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

#### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	5,000,000株	1,110,000,000	555,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	5,000,000株	1,110,000,000	555,000,000

- (注) 1.第三者割当の方法によります。
  - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、555,000,000円であります。

#### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間 申込証拠金 (円)		払込期日
222	111	100株	2019年11月30日(土)~ 2020年1月31日(金)		2019年11月30日(土)~ 2020年1月31日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
  - 2 . 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
  - 3.申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当行と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払 込期間中に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 4.払込期間の末日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、本第三者割当増資は行われないこととなります。
  - 5.本第三者割当増資は、本有価証券届出書の効力が発生していること、本第三者割当増資の実行に際して必要となる関係当局の許認可等が得られること等がすべて満たされていることを条件としておりますが、当該関係当局の許認可が得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期日として記載しております。割当予定先は、上記の許認可等の条件が満たされた後に、払込みを実施する予定とのことです。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福島銀行 本店	福島県福島市万世町2番5号

#### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社福島銀行 本店	福島県福島市万世町2番5号	

#### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
1,110,000,000	20,000,000	1,090,000,000	

- (注) 1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2.発行諸費用の概算額の内訳は、主に、株式会社アイ・アールジャパン(所在地:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング26階、代表者:寺下史郎)に対するフィナンシャルアドバイザリー費用、登録免許税、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

## (2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する差引手取り概算額1,090,000,000円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
地元企業への貸出金の追加供給	1,090	2020年 2 月以降随時

- (注) 1.調達した資金につきましては、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
  - 2. 支払予定時期の「随時」につきましては、2019年度末までを目途としております。

当行は福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客さまに金融商品・サービスを提供しております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故から丸8年半以上が経過した現在、緩やかな回復が続いています。国や県では、各種研究開発・産業拠点の整備を進め、復旧に留まらない先導的な取組みを推進しています。一方、補助金や賠償金等による過大設備の維持コストや人件費の高騰など懸念事項が顕在化しており、企業倒産件数は徐々に増加傾向にあり、2018年度は83件(負債総額1,000万円以上)・負債総額197億円となりました。また、会津地方を中心とした教育旅行者数や県内農産物価格の回復の鈍さにみられるように、風評被害は、今なお影響を及ぼしています。当行の2019年3月期の業績は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の減少により業務収益は減収となった一方で、国債等債券売却損・償還損の減少や経費削減等により業務費用も減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は521百万円(前年度比3,642百万円増)となりました。加えて、2020年3月期第2四半期の業績については、資金運用収益等の増加、与信費用等の減少により親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比114百万円増加し、273百万円となりました。なお、当行は2019年11月5日に業績予想修正に関するお知らせを公表しております。

こうした経済環境のなか、当行は2018年9月、2020年度を最終年度とする中期経営計画「新生ふくぎん3Cプロジェクト」を策定し、お客さまの夢の実現と課題解決に全力で取り組むことを通して、地域創生にチャレンジしております。具体的には、地域企業・個人のお客さまに対して金融仲介機能として、企業活動の創業、成長、発展、承継、再生の各局面や個人のライフサイクルイベントに合わせてサポートすることを目標としており、経営基盤(現場力の強化、経営の効率化等)の強化を掲げております。特に金融仲介機能を発揮し、企業活動の創業、成長、発展、承継、再生の各局面をサポートし、地元企業向けの貸出金・貸出先数の拡大に努めてまいりました。中期経営計画の初年度より、融資量(私募債を含む)は5,270億円と174億円増加し、融資先数も5,007先と138先増加しております(2019年9月30日現在)。中期経営計画の数値目標として掲げている事業性融資先数5,000先を既に達成しておりますが、当行は今後も地域創生・地域経済の活性化のため、積極的な資金の供給に努めてまいります。

当行の2019年9月末日現在の単体自己資本比率は、8.18%(連結自己資本比率は、8.62%)と国内基準(4%以上)を大幅に上回る水準を維持していますが、上記のような背景により、貸出金の増加に伴い自己資本の増強が必要になります(仮にリスク・アセット等の合計額が100億円増加した場合、現在の自己資本比率を保つためには10億円程度の増資が必要となります。)。金融機関である当行としては、財務健全性の維持・向上をはかりつつも、地元企業への貸出金の供給を継続的かつ積極的に行い、福島の復興、地域創生を進めるためには、自己資本の増強が必要であり、本第三者割当増資により調達する約10億円をこれに充当することを予定しております。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

	名称		SBIホールディングス株式会社
	本店の所在	 E地	東京都港区六本木一丁目6番1号
a.割当予 先の概	要	<b>亜証券報告書等の</b>	(有価証券報告書) 事業年度 第21期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 2019年6月27日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第22期第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 2019年8月13日 関東財務局長に提出
	出資関係	当行が保有して いる割当予定先 の株式の数	当行及びSBIホールディングスの間に直接の資本関係はありませんが、当行はSBIホールディングスが設立した資産運用会社であるSBI地方創生アセットマネジメント株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:彦田祥一)へ3百万円(60株、出資比率1.00%)、SBIホールディングスの子会社であるSBIインベストメント株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー19F、代表者:北尾吉孝、川島克哉)が設立・運営するSBI Al&Blockchain 投資事業有限責任組合へ75百万円(1口、出資比率0.16%)を出資しています。
b.提出者 割当との の関係	定	割当予定先が保 有している当行 の株式の数	当行及びSBIホールディングスの間に直接の資本関係はありませんが、SBIホールディングスの子会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:梅本賢一)を委託会社とするSBI地域銀行価値創造ファンドは、当行の株式373,200株(1.62%:2019年3月31日時点)を保有しております。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		当行と割当予定先の子会社である株式会社SBI証券(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:北尾吉孝、髙村正人)(以下「SBI証券」といいます。)等との間に融資取引があります。
	技術関係		該当事項はありません。
(注) 割坐	取引関係		当行と割当予定先の子会社であるモーニングスター株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:朝倉智也)等との間に、投資信託販売支援アプリの導入等の取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

## c . 割当予定先の選定理由

当行は2018年9月、2020年度を最終年度とする中期経営計画「新生ふくぎん3Cプロジェクト」を策定し、お客さまの夢の実現と課題解決に全力で取り組むことを通して、福島の地域創生、持続的な地域社会の発展に貢献していくことにチャレンジしております。具体的には、地域企業・個人のお客さまに対して金融仲介機能として、企業活動の創業、成長、発展、承継、再生の各局面や個人のライフサイクルイベントに合わせてサポートすることを目標としており、経営基盤(現場力の強化、経営の効率化等)の強化を掲げております。特に、サポートするにあたり、今後は利便性の高いサービスの提供、多種多様な金融商品・サービスの提供が非常に重要であり、銀行業のみならず、多様化する経営環境を乗り越える様々な術を持った企業との連携強化が必要であると考えております。

このような状況下において、当行は、証券・銀行・保険を中心にインターネットをメインチャネルとして革新的で利便性の高い多様な金融商品・サービスを提供しているSBIホールディングスと業務提携を進めて参りました。具体的には、2014年4月よりSBIホールディングス子会社のモーニングスター株式会社の投資信託販売支援アプリの導入を契機に、2018年5月には当行のHPを通じてSBIホールディングス子会社のSBI証券が取り扱う投資商品の売買を可能にすること、2018年7月にはSBIホールディングスが設立した資産運用会社「SBI地方創生アセットマネジメント株式会社」への3百万円の出資を通じてリテール向け商品の営業支援アドバイスツールの提供を受け、かつ有価証券の運用支援を受けること等を既に実施しております。当行としては、SBIグループが有する投資信託をはじめとした金融商品やアプリを含む金融サービスを活用していくことで、手数料収入の増加による収益・利益の増加が見込まれると考えております。また、上記業務提携を進めるなかで、SBIグループが有するフィンテック等の新規技術導入によるコスト削減効果についても検討を始め、SBIグループとの業務提携を深化させることが経営基盤の強化につながり、当行の企業価値向上に資すると考えるに至りました。

そこで、当行は2019年11月11日開催の取締役会において、上記4 [新規発行による手取金の使途](2)[手取金の使途]記載のとおり自己資本の増強が必要であり本第三者割当増資により財務基盤の強化が図れること、またSBIグループが有するフィンテック等の新規技術・サービスや多様な金融商品・金融サービス等の様々な経営資源の更なる活用が当行の中期経営計画の遂行上重要であり、当行のお客さまに従来以上により良い金融商品やサービスを提供すること、また業務効率化によるコスト削減など当行の競争力、収益力の向上が図られ、当行の中長期的な企業価値向上ひいては福島の地域創生につながるとの考えから、SBIホールディングスとの間において、本第三者割当増資をその内容に含む資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結することを決議し、同契約に基づき、本第三者割当増資の割当予定先をSBIホールディングスといたしました。なお、SBIホールディングスとしては、地方創生プロジェクトの一環として、地域金融機関へ投資するとともにSBIグループの有する経営資源を最大限に活用することで、地域金融機関の活性化・収益力強化を実現させ、地方創生に貢献することを目指していると聞いております。

当行及びSBIホールディングスは、本第三者割当増資の実行後、本資本業務提携契約に基づく業務提携の内容として、以下の事項その他当行及びSBIホールディングスの間で別途合意する事項について、当行及びSBIグループにおいて連携してまいります。

SBIマネープラザ株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:太田智彦)との共同店舗の検討、SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化、住信SBIネット銀行株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:藤田万之葉、円山法昭)の銀行代理業の検討 1

マネータップ株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:川島克哉)、SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:北尾吉孝)及びSBI FinTech Incubation株式会社(所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー、代表者:木村美礼)などが提供する新規技術の導入及びコスト削減 2

SBIグループのアセットマネジメント事業による当行運用資産の受託(当行の資産運用の見直し及び入替え) を通じた当行の収益力の強化

本資本業務提携契約の目的に資する協業・連携の検討及び推進

- 1: 具体的には、当行営業店やマネープラザでのSBI証券が提供する金融商品・サービスの取扱いの拡充、資産形成を支援する合同セミナーの開催などお客さまへの情報提供、資産運用提案の強化です。また夢の実現に向けたライフサイクルイベントに合わせた住信SBIネット銀行株式会社が取り扱う住宅ローン及び消費性ローンのご紹介や当行での取り扱いの検討などを想定しております。
- 2: 具体的には、インターネット完結型の口座開設が可能となるバンキングアプリや通帳レスで家計簿として利用できるアプリの導入、ITを駆使した当行の業務の効率化、経費の削減などです。

また、当行及びSBIホールディングスは、本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の実施後、 当行において2020年6月に開催される第154回定時株主総会以降に選任される当行の取締役の員数を7名(うち3名は社外取締役)とし、SBIホールディングスが、当初、当行の社外取締役候補者1名(以後においても、SBIホールディングスの出資割合が5%以上の場合においては引き続き1名の社外取締役候補者)を指名することができ、当行は、当該指名の直後の株主総会においてSBIホールディングスが指名した者を候補者とする取締役選任議案を上程する旨、 SBIホールディングスが、本資本業務提携契約に基づく業務提携の内容を円滑に遂行するため、当行に対して、( )SBIホールディングスの出資割合(但し、SBIホールディングスが払込みをする前においては、払込みが実行されたと仮定した場合にSBIホールディングスが有することとなる出資割合を意味するものとします。)が10%以上の場合においては2名、( )SBIホールディングスの出資割合が5%以上10%未満の場合においては1名のSBIホールディングスが指名する議決権のないオブザーバー(当行及びSBIホールディングスが別途合意する当行の意思決定機関に出席し意見を述べることができます。)を派遣することができる旨について、合意をしております。

なお、かかる合意に関連して、当行は、本第三者割当増資の実施後、SBIホールディングスの指名する社外取締役候補者1名については、本第三者割当増資の実施後、最初の定時株主総会(2020年6月に開催される定時株主総会)において、取締役選任議案を上程する予定です。

#### d.割り当てようとする株式の数

SBIホールディングス株式会社 当行普通株式 5,000,000株

#### e . 株券等の保有方針

当行は、割当予定先が、本第三者割当増資により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを本資本業務提携契約において確認しております。

また、当行は、SBIホールディングスとの間において、本第三者割当増資に基づきSBIホールディングスが保有する本普通株式の全部又は一部を譲渡等により処分する場合、当行に事前に通知するものとし、さらに、SBIグループに属する他の会社に譲渡する場合を除き、その譲渡等の相手方について、当行が必要と認める場合には当行との間で誠実に協議を行い、当行の意向に最大限配慮する旨を本資本業務提携契約において合意しております。

加えて、当行は、割当予定先が払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当増資により取得する本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当行へ報告すること、当行が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から確約書を得る予定であります。

### f . 払込みに要する資金等の状況

当行は、SBIホールディングスから、本第三者割当増資に係る払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、本資本業務提携契約において、SBIホールディングスから、本第三者割当増資に伴い割当予定先が引き受ける株式の払込みを行うために必要な資金を有していることについて表明保証を受けております。

加えて、当行は、SBIホールディングスが2019年8月13日に関東財務局長宛に提出している第22期第1四半期報告書における要約四半期連結財政状態計算書及び同社が2019年6月27日に関東財務局長宛に提出している第21期有価証券報告書における同社単体の貸借対照表により、本第三者割当増資に伴い同社が同社に割り当てられる株式の払込みのために十分な現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。

#### g.割当予定先の実態

当行は、本資本業務提携契約において、SBIホールディングスから、割当予定先及びその子会社並びにそれらの役員及び重要な使用人が、反社会的勢力に該当しないこと、また、割当予定先が反社会的勢力との関係性を有しないことに関して、表明保証を受けております。

また、当行は、SBIホールディングスが、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した2019年6月27日付け「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項」の「2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決する」旨を定めるとともに、SBIグループの役職員を対象とした研修の開催等、反社会的勢力との関係遮断の意識向上を図るとともに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルの配布等、その周知徹底を図っていることを確認しております。

これらの事実に基づき、当行は、割当予定先は、反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

#### 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

#### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本普通株式の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2019年11月8日)の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の終値である243円を参考とし、割当予定先と協議をした結果、当該金額に対して8.64%(小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント率の計算において以下同じ。)のディスカウントをした222円といたしました。

当行は、直近の市場株価は当行の業績動向、財務状況、株価動向等を最も反映した価格であると判断し、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2019年11月8日)の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の終値を基準に本普通株式の発行価格を決めることが妥当であると考えたうえで、当行の中期経営計画を遂行するにあたりSBIホールディングスが有する利便性の高い多様な金融商品・サービス等の経営資源を活用することが重要であり、SBIホールディングスとの資本業務提携が当行の中長期的な企業価値向上ひいては営業基盤である福島の地域創生に資することを踏まえれば、基準となる当行の普通株式の直前の市場株価に対して一定のディスカウントをしたとしてもなお、SBIグループとの間で資本業務提携関係を構築し、本第三者割当増資を実施することも合理的であると判断し、割当予定先と協議を重ね、最終的に、上記発行価格とすることを決定いたしました。なお、当行は2019年11月5日に業績予想の修正に関するお知らせを公表しております。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、本第三者割当増資に係る取締役会に参加した監査役全員は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠したものであり、上記発行価格が特に有利な金額に該当しない旨の適法性に関する意見を表明しております。

なお、上記発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前 1 ヶ月間(2019年10月9日から2019年11月8日まで)の終値の平均値である223円(円未満切捨)に対しては0.45%のディスカウント、同直前 3 ヶ月間(2019年8月9日から2019年11月8日まで)の終値の平均値である214円(円未満切捨)に対しては3.74%のプレミアム、同直前6ヶ月間(2019年5月9日から2019年11月8日まで)の終値の平均値である238円(円未満切捨)に対しては6.72%のディスカウントとなります。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本普通株式の発行株式数5,000,000株(議決権数50,000個)につき、2019年3月31日現在の当行発行済株式総数23,000,000株(議決権個数229,116個)を分母とする希薄化率は21.7%(議決権ベースの希薄化率は21.8%)に相当します。

しかしながら、当行の中期経営計画を遂行するにあたりSBIホールディングスが有する利便性の高い多様な金融商品・サービス等の経営資源を活用することが重要であり、SBIホールディングスとの資本業務提携が当行の中長期的な企業価値向上ひいては営業基盤である福島の地域創生に資するものと考えておりますので、本第三者割当増資における株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合(%)
SBIホールディング ス株式会社	東京都港区六本木一丁 目6番1号			5,000	17.91
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	TRAFALGAR COURT, LES BANQUES, ST. PETER PORT, GUERNSEY CHANNEL ISLANDS, U.K. (東京都中央区日本橋 3 丁目11番 1号)	4,222	18.43	4,222	15.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	1,134	4.95	1,134	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	729	3.18	729	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	694	3.03	694	2.49
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町2丁 目11番3号	631	2.76	631	2.26
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町 2 番 5 号	458	2.00	458	1.64
資産管理サービス信託 銀行株式会社(証券投資 信託口)	東京都中央区晴海1丁 目8番12号晴海トリト ンスクエアタワーZ	398	1.74	398	1.43
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目 32番24号	393	1.72	393	1.41
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	359	1.57	359	1.29
計		9,022	39.38	14,022	50.24

- (注) 1. 本第三者割当増資前の大株主の構成は、2019年3月31日現在の株主名簿を基準としております。
  - 2. 所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。
  - 3.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当行が2019年6月26日に提出した第153期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の議決権の数(229,116個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(50,000個)を加えた数(279,116個)で除して算出した数値であります。
  - 4. 募集後のSBIグループの持株比率は、SBIホールディングス(5,000,000株)及びSBI地域銀行価値創造ファンド(373,200株)の保有株数を合算した19.19%(議決権数の割合は19.25%)となります。
  - 5.上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,216千株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 631千株

株式会社 福島銀行(E03637) 有価証券届出書(組込方式)

6.三井住友信託銀行株式会社から2018年12月20日付で三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日 興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする2018年12月14日現在の保有 株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、当行として現 時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。 なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
三井住友トラスト・ア セットマネジメント株式 会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,055	4.59
日興アセットマネジメン ト株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	145	0.63
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4 号	82	0.36

7.株式会社プロスペクトから、2019年9月30日付で2019年9月26日現在の保有株式数を記載した大量保有報告 書及び2019年10月2日付で当該大量保有報告書に係る訂正報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、 当行として現時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりませ

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
株式会社プロスペクト	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号	4,222	18.36

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 8 【その他参考になる事項】

当行及びSBIホールディングスは、本第三者割当増資の実行後、本資本業務提携契約に基づく業務提携の内容と して、以下の事項その他当行及びSBIホールディングスの間で別途合意する事項について、当行及びSBIグルー プにおいて連携してまいります。

SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の検討、SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化、住信SB Iネット銀行株式会社の銀行代理業の検討

マネータップ株式会社、SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社及びSBI FinTech Incubation株式 会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減

SBIグループのアセットマネジメント事業による運用資産の受託(資産運用の見直し及び入替え)を通じた当 行の収益力の強化

本資本業務提携契約の目的に資する協業・連携の検討及び推進

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

#### 第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第153期有価証券報告書及び第154期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しています。

## 第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第153期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しています。

#### (2019年6月28日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当行は、2019年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 2019年6月25日

### (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 当行普通株式1株につき金2円 総額45,953,972円
- 口 効力発生日 2019年 6 月26日

#### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、加藤容啓、佐藤明則、箭内貴志、佐藤俊彦、纐纈晃、二瓶由美子を選任する。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、新開文雄を選任する。

有価証券届出書(組込方式)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の約 賛成(反対	結果及び ()割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	109,221	60,257	0	(注) 1	可決	64.44
第2号議案 取締役6名選任の件						
加藤容啓	118,007	51,475	0		可決	69.62
佐 藤 明 則	102,716	66,766	0		可決	60.60
箭内貴志	124,883	44,599	0	(注) 2	可決	73.68
佐 藤 俊 彦	124,900	44,582	0		可決	73.69
纐 纈 晃	102,664	66,818	0		可決	60.57
二瓶由美子	102,583	66,899	0		可決	60.52
第3号議案 監査役1名選任の件				/シ÷\ つ		
新開文雄	126,552	42,930	0	(注) 2	可決	74.66

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
  - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第3 第154期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)の業績の概要

第154期第2四半期(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る業績の概要は以下のとおりであります。

なお、この業績の概要は、注記の一部を省略する等しているため、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成したものではありません。また、この業績の概要は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査を終了していませんので、中間監査報告書は受領しておりません。

## 中間連結財務諸表及び主な注記

# (1)中間連結貸借対照表

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
 資産の部		
現金預け金	100,576	109,117
商品有価証券	133	121
金銭の信託	2,912	1,000
有価証券	136,422	128,302
貸出金	504,487	505,958
外国為替	290	283
リース債権及びリース投資資産	4,296	4,635
その他資産	13,078	11,877
有形固定資産	9,921	9,766
無形固定資産	332	301
繰延税金資産	10	10
支払承諾見返	292	284
貸倒引当金	4,376	4,036
資産の部合計	768,379	767,623
負債の部		
預金	728,232	728,188
借用金	7,520	6,650
外国為替	2	54
その他負債	2,936	2,533
賞与引当金	151	166
退職給付に係る負債	221	254
睡眠預金払戻損失引当金	144	190
利息返還損失引当金	0	_
繰延税金負債	5	5
再評価に係る繰延税金負債	648	648
支払承諾	292	284
負債の部合計	740,154	738,975
純資産の部		,
資本金	18,127	18,127
資本剰余金	1,253	1,253
利益剰余金	9,614	9,817
自己株式	19	19
株主資本合計	28,975	29,179
その他有価証券評価差額金	1,522	1,343
土地再評価差額金	705	728
退職給付に係る調整累計額	101	85
その他の包括利益累計額合計	918	700
非支配株主持分	168	169
純資産の部合計	28,224	28,648
負債及び純資産の部合計	768,379	767,623
貝頂及ひ純貧産の部合計	768,379	767,6

## (2)中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 中間連結損益計算書

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
経常収益	6,414	6,395
資金運用収益	3,755	3,794
(うち貸出金利息)	3,037	3,006
(うち有価証券利息配当金)	694	764
役務取引等収益	1,161	1,258
その他業務収益	163	27
その他経常収益	1,334	1,314
経常費用	6,229	6,082
資金調達費用	115	97
(うち預金利息)	102	92
役務取引等費用	623	601
その他業務費用	360	255
営業経費	4,038	3,975
その他経常費用	1,091	1,152
経常利益	184	313
特別利益	0	20
固定資産処分益	-	20
その他の特別利益	0	-
特別損失	0	33
固定資産処分損	0	19
減損損失		14
税金等調整前中間純利益	184	300
法人税、住民税及び事業税	21	25
法人税等調整額	1	0
法人税等合計	23	25
中間純利益	160	275
非支配株主に帰属する中間純利益	1	1
親会社株主に帰属する中間純利益	158	273

## 中間連結包括利益計算書

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至 2018年9月30日)	至 2019年 9 月30日)
中間純利益	160	275
その他の包括利益	1,196	194
その他有価証券評価差額金	1,212	179
退職給付に係る調整額	15	15
中間包括利益	1,035	470
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,037	468
非支配株主に係る中間包括利益	1	1

## (3)中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

				`	1 III . II / 313/	
	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	18,127	1,253	9,087	19	28,449	
当中間期変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属す る中間純利益			158		158	
自己株式の取得				0	0	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	-	158	0	158	
当中間期末残高	18,127	1,253	9,246	19	28,608	

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	437	710	153	994	157	29,601
当中間期変動額						
剰余金の配当					0	0
親会社株主に帰属す る中間純利益						158
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	1,212	-	15	1,196	2	1,194
当中間期変動額合計	1,212	-	15	1,196	1	1,036
当中間期末残高	774	710	138	202	158	28,564

## 当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,127	1,253	9,614	19	28,975
当中間期変動額					
剰余金の配当			45		45
親会社株主に帰属す る中間純利益			273		273
自己株式の取得				0	0
土地再評価差額金の 取崩			23		23
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	-	-	203	0	203
当中間期末残高	18,127	1,253	9,817	19	29,179

その他の包括利益累計額						
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,522	705	101	918	168	28,224
当中間期変動額						
剰余金の配当					0	46
親会社株主に帰属す る中間純利益						273
自己株式の取得						0
土地再評価差額金の 取崩		23		23		-
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	179	-	15	194	2	197
当中間期変動額合計	179	23	15	218	1	423
当中間期末残高	1,343	728	85	700	169	28,648

## (4)中間連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記) 該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) 該当事項はありません。

## (重要な後発事象)

資本業務提携契約の締結及び第三者割当による普通株式の発行

当行は、2019年11月11日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社との間において資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結すること、また、本資本業務提携契約に基づき、第三者割当の方法により、SBIホールディングス株式会社に対して、普通株式を発行すること(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決議しました。また、本第三者割当増資に伴い、当行の主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれます。

なお、詳細につきましては、2019年11月11日公表の「資本業務提携の締結、第三者割当による普通株式の発行、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 2018年4月1日	2019年 6 月26日	
	(第153期)	至 2019年3月31日	関東財務局長に提出	
四半期報告書	事業年度	自 2019年4月1日	2019年8月9日	
	(第154期第 1 四半期)	至 2019年6月30日	関東財務局長に提出	

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としています。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月25日

株式会社 福島銀行 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子

公認会計士 髙 原 透

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する 内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見 積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社福島銀行の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社福島銀行が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社 福島銀行 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 牧野 あや子

公認会計士 髙 原 透

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第153期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会 社福島銀行の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月8日

株式会社福島銀行 取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 墨 畄 俊 治 業務執行社員

指定有限責任社員

原 诱 公認会計士 髙 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀 行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月 30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわ ち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを 行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸 表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対す る結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準 拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質 問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認 められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状 熊及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての 重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期 報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。